

受験生の皆様へ

国による高等教育の修学支援新制度について

1. 支援の内容

函館短期大学は、令和2年度から開始される「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度という）の対象校となりました。修学支援新制度の対象者は、本学在学にあたり、以下の支援を受けることができます。

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付：月額)	
			自宅生	自宅外生
第Ⅰ区分	150,000 円	620,000 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2の額		25,600 円	50,600 円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1の額		12,800 円	25,300 円

* 年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更となります。

* 入学金の減免は、令和2年度以降の新入生のみ対象（入学時のみ）となります。

* 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、世帯の所得金額に基づく区分となります（参考：日本学生支援機構）

2. 修学支援新制度の対象新入生の入学金・授業料の徴収猶予について

函館短期大学は、修学支援新制度の趣旨を踏まえ、令和2年4月の入学者から、修学支援新制度の対象となる新入生及び対象となる見込みのある新入生に対し、入学金・授業料の徴収期限を猶予します。徴収期限の猶予は、所定の手続きをとることにより、入学手続き時に納入が必要な入学金と授業料の1期分及び2期分の納入期限を **7月末日まで**、授業料の3期分の納入期限を **12月末日まで** 猶予するものです。